

## ♣入会式



熊木 義尚様



高橋 英明様

西村 太輔様

## ♣本日の卓話

弁護士 高井 健太郎様



### <すぐその著作権入門>

#### 1. 経歴

平成 3年 早稲田大学教育学部卒業  
 (株)日本放送出版協会 (現(株)NHK 出版) 入社  
 平成 25年 明治大学法科大学院入学  
 (株)NHK 出版退社  
 平成 29年 司法試験合格  
 平成 30年 司法修習修了 弁護士登録 (東京弁護士会)  
 現在 ジュピター法律事務所

#### 2. 日本の著作権法の特徴

- ① 著作権の及ばない (自由に使用できる) 例外が細かく規定されている
- ② 法改正が多い (3年に1回程度)
- ③ 著作者人格権が強い (著作者の死後まで保護される)
- ④ 著作権、著作者人格権のほか、出版権、著作隣接権 (実演家の権利、レコード製作者の権利等) がある。

#### 3. 著作権の基本的考え方

- ① 表現・創作活動は原則的に自由である
- ② 著作権法は、創作者 (著作権者) だけを保護しようとするものではない。
- ③ あくまでの具体的な表現を保護する。抽象的なアイデアや事実を保護するものではない。
- ④ 保護される表現は「創作的」なものでなければならない。ありきたりな表現は保護されない。
- ⑤ 著作権 (及び著作者人格権) は、創作した瞬間に発生する。登録などの手続きを要しない。
- ⑥ 著作権者は原則的には自然人。法人その他の機関が権利者であるのは例外。

#### 4. 事例

- ① Q 私が作った「かわぐち、よいとこ……」というキャッチフレーズを、市が無断でホームページで使っています。これは著作権侵害になりませんか?  
 A 誰もが考えつくような、ありふれた表現は創作性が認められません。

- ② Q スーパーで私の作ったチラシとそっくりなものを見ました。私の著作権を主張できますか?  
 A 誰が撮影しても同じようなものだと、著作権性が認められないでしょう。レイアウトも「表現」ではなく「アイデア」にすぎないとして、著作物性が否定されるでしょう。

- ③ Q 図書館にある写真集のなかの写真を使うにあたって留意すべき点がありますか?

A 写真の著作物の保護期間は、他の著作物と同様、著作者の死後70年です

あくまで一般論です。著作物にあたるか、著作者といえるか、著作権侵害があるか等は個別具体的に検討する必要があります。



## ♣地区大会記念ゴルフ大会 10月2日 (月)



## ♣出席・ニコニコ報告

- 萩原達也様 本日はよろしくお祈いします 新会員の皆様入会おめでとうございします
- 森川 昌紀 ジュピター法律事務所高井様本日は宜しくお祈いします
- 森川 昌紀 熊木さん高橋さん西村さんようこそ! よろしくお祈いします
- 田中 一任 萩原 G 補佐本日は宜しくお祈いします 新会員の皆様ようこそ
- 磯 利昭 本日もよろしくお祈いします
- 須田 清 高井先生ようこそお出で下さいました
- 高柳 恵造 高橋さん熊木さん西村さん入会おめでとうございします
- 藤原 忠由 高井先生よろしくお祈いいたします
- 増田 徹 萩原ガバナー補佐ようこそおいでいただきました
- 増田 徹 高井先生本日は宜しくお祈いいたします
- 森田 康之 高井先生卓話楽しみにしてあります

10口 15,000円 累計 120,000円

会員	出席	計算	MU	%
24	10	22	0	45